

Title	株式会社における所有と機能
Sub Title	Capital ownership and function in modern corporation
Author	飯田, 裕康
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1970
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.63, No.1 (1970. 1) ,p.99- 105
JaLC DOI	10.14991/001.19700101-0099
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700101-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

たし、株主、配当などの点からも近代的株式会社の性格を不十分なが備え始めたものとして押えなければならない(第4節)。

(9)と先に述べた特質(1)(2)(3)とを相照らし考えると、直後の大不況を経て到達する段階の特徴を幾つかは先取りするところの新たな性格を示している。これは、(2)―(5)にまとめられるところの小規模生産の群棲と何ら矛盾しない。60年代の恐慌は、重工業における小資本を充分には淘汰しない儘に、輸出ブームの好況に繰り込んだのである。そしてこの内容は、後の大不況期に大きく反映するものであったのである。

株式会社における所有と機能

飯田裕康

I

株式会社は、いかに論じられるべきものなのか。株式会社論の方法については、従来、二つの方向から接近するのが、大方の理解のようである。一つは、株式会社論を、個別資本の問題とし、企業経営活動の主体として論じようとするもの。二つには、株式会社論を、株式会社企業形態の資本調達=資本集中活動に中心において論ずるもの、以上の二つである。これについては、現在では、資本集中ないし、資本の調達論の立場と、株式会社における支配集中論の立場の二つだという論議もありえよう。だが、これらの立場はいずれも同一の前提に立つものである。この点については、のちに示す。これらの視角が、今日までの株式会社理解をおしすすめたものであると考えてよい。しかるに、株式会社論を、経済学の体系中に正しく位置づけるには、これらの立場が、それぞれ別個に、あるいは、あいまい合うものとして存在するにすぎないということに満足することはできない。むしろ、両者を一体的・統一的なものとして把握しなければならないであろう。したがって、これらの統一のための論理的契機を求めることにこそ、株式会社論の今日的課題の1つがあるものと考えなければならない。その解明をまつことなく、安易に、株式会社の「本質」を論じることは不可能なのである。

株式会社史の成果にしたがえば、株式会社なる企業形態の起源は、資本家的社会関係の発展とともに古いものだという事はあきらかである。しかし、それらの当初の形態を、たとえば16~7世紀に、特許会社の企業形態としてとられた株式会社 joint stock company を、ただちにここでの検討の対象に選ぶことは、できな

い。やはり、19世紀に産業資本の運動を基軸とした、資本家的再生産機構が確立してはじめて、真に近代的株式会社企業も生起し、制度としても展開しえたと考えざるはかはない。とはいえ株式会社の歴史を眺めて気付くことは、株式会社企業形態が、個人的資本所有の枠を超えて、資本所有の拡張をはかりつつ、機能=支配面の内的変化をとげながら今日にいたっているということである。すなわち、資本の結合と、それによる所有の社会的拡張とである。だが、これらのことも、直ちに株式会社を特徴づけているものではない。諸企業形態の展開過程においては、つねにこのような関係が認められるからである。資本の結合をはかり、社会的に資本所有の拡張をなすことが、株式会社という特定の企業形態をとる必然性は、これによつてはあきらかにされえないのである。かくて、企業形態、資本結合といった視点は、そのみで株式会社論を意義づけるものではない。あるいは、株式会社を、これらの観点からとらえるとしても、他の条件が指定されたいうでのことであることを注意しておかねばならない。

さらにこのような視点とも関連して、株式会社を、個別資本の資本運動=経営という点からとらえる視点についても、大雑把なことをまずあきらかにするならば、特定の企業形態をとる企業はまさに個別資本として、資本の総体的運動中に組み込まれているのであって、個別資本=経営活動という点のみが強調されるのであれば、これも株式会社をそれ自体としてあきらかにし、特徴づけることにはなりえない。ここでも、株式会社のみが、《個別資本》として把握されうる条件ないし論理的契機というもの、あきらかにされなければならない。

株式会社論は、基本的に、上記のごとき〈条件〉、〈契機〉を解明してゆくことに、主たる課題を持つと考え

注1) 小論は、本誌5月号に掲載した拙稿「信用制度と株式会社」第5節の補論を意図したものである。

られる。しかし、実際的には、これ以前にあきらかにされるべき視角があるといつてよい。それは、株式会社形態の企業が1個の資本として、広い意味で株式資本として現われるさい、それを資本としての一般的本性からみたまさいの、資本運動の基本契機たる資本所有と機能との関連である。のちにみるように、マルクスの株式会社論にかんして、多様な理解が生じるのも、この基本的関連と、さきの〈条件〉や〈契機〉とが混淆され、論理的に整序されないことに由るといってよからう。

資本が、一定の社会的ないし個別的生産関係を支配し、生産過程を統御する基本的諸契機は、資本の所有関係に規定される。したがって、資本たりうることは、同時に資本制生産を支える私的所有関係の實現・展開でなければならないことは言うまでもない。しかるに、私的所有の貫徹は、他方で資本の価値増殖運動の具体的展開としての資本の機能にささえられなければならない。ここに所有と機能との一体化という基本的関係が生じる。株式会社形態こそは、この所有と機能との関連を、形式的には一体的なものとし、実質的には、それらを相互に完全に切離すような仮象を生みだしつつ、資本所有の論理を貫く形態であるといえることができる。この点で、他の企業形態とは、著しい相違をもつものなのである。さきにも述べた株式会社論の基本問題における〈条件〉や〈契機〉は、ここに言う所有と機能との特異な結合関係に規定される〈条件〉、〈契機〉としてあきらかにされなければならない。

そこで、ここでは上記の観点を中心として、まずマルクスの株式会社理解の基本点を示し、それが、株式会社論を理論的に展開したヒルファディンクにいかにか継承され、問題点がいかにか推移したかを簡単にみて、それらに関連する限りでわが国における見解の若干を検討してゆきたい。

II

『資本論』の全般にわたって、株式会社への論及がみられるにもかかわらず、マルクスの株式会社論には、大きく二つの方向があることをみのがせない。マルクスは、利潤率低落傾向にたいし反対に作用する要因の

一つとして株式会社をとりあげ、株式会社においては、資本は「利子」いわゆる配当をあげるにとどまり、「これらの資本は一般的利潤率の均等化には加わらない」としている。株式会社は、平均利潤率の形成への不断の傾向をもつ諸資本の競争からみて、例外的な企業形態であるという考え方がここに示される。これが第一の視点である。この点について、鈴木芳徳氏は、上記のごとき株式会社論の展開だけについてみて、「資本論」の論述は首尾一貫性に欠けているとされる。すなわち、鉄道業を運輸業として、生産的資本の投下部面だとする考えが他方で存在しており、さきの前提に反すという訳である。このように鈴木氏は、マルクスの株式会社論のもつ矛盾を指摘される。

しかし、上にみたマルクスの株式会社にかんする所説は、株式会社の本質の規定とは無縁のものであって、それはマルクス自身のべるように「事実的示唆」以上に出るものではない。この点とも関連して、鈴木氏は、さらにマルクスの『経済学批判要綱』の叙述を辿りつつ、株式会社にかんする論述を整理され、そこに、メシスの株式会社論につらなる意義をよみとらうとされている。そのこと自体は、マルクスが「共同社会的一般条件」なる方向で、むしろ積極的に会社形態をとらえようとしていたというかぎりにおいて問題にされるべきなのである。なにゆえそうあらねばならぬかは、のちに示したい。ところが、それ以上に「要綱」段階における株式会社論をとりあげるさいみのがすことのできない視点が存在しているのではなからうか。

マルクスは「競争」の規定に関連して、つぎのようにのべる。

「個別資本の相互的行動は、ちょうどそれらが資本としてふるまわなければならないようにしおわせる。個別先の外見的には独立した行動とそれらの無規制な衝突が、まさにそれらの一般的法則の措置である。ここでは市場はなお別の意義をうけとる。個別諸資本としての諸資本の相互行動が、こうしてまさに、一般的諸資本としてのそれらの措置となり、また個別者の外見的独立性と自立的存在との止揚となる。それだけでなくこの止揚は、信用においてもおこなわれる。そしてその止揚のいきつく究極の形態——だがそれは同時に資本に適応したその形態

での資本の終局的措置である——は、すなわち株式資本である。」

ここには、相互に関連する二つの観点がある。資本運動の展開は、個別的諸資本をして、その自立性と外見的独自性を揚棄させるということが第一点であり、そのような止揚の過程は、終局的な資本措置——株式資本の措置にいたるということである。ここに株式資本とは、株式会社が「一般的諸資本」と区別されて、個別資本の論理次元を前提に措置され、その企業形態の枠組みの中での運動体としての資本の総体を意味していると考えてよいであろう。「株式資本」は、ここでは「株式会社」の措置を前提としているとみてよいのであるから、さきの引用をつらぬく論理は、株式会社にかんする本質の規定への方向を含むものだといえる。あるいは、株式会社にかんする本質規定のないうる根拠が、ここに明確にされているといつてもよい。むしろ、この根拠は、競争、信用の論理次元と密接不可分のものである。しかし、それらと株式会社との関連はもとより、さきに指摘された、「共同体的一般条件」なるものが、いま示した、株式会社の本質規定を可能とする根拠と、いかに結びつくのかは、依然としてあきらかではない。

『資本論』は、すでに第1部、資本の生産過程の基軸的部分たる第7篇蓄積論において、株式会社にかんする論及をなした。資本集中の円滑なる進行、これが、そこでの主眼であり、またこれは『資本論』で、マルクスが株式会社をどう処理しようとしたか、その基本的態度をあきらかにしている。しかし、これによって株式会社にかんする本質規定があたえられたのではない。また、鈴木氏等によっても問題にされている、第3部の諸規定にしても、本質を規定するものではなく、マルクス自身の経験を基礎としたたんなる事実示唆にすぎぬものである。この点でも、マルクスの株式会社への対応は一貫している。だから、資本集中、利潤率低下傾向という次元での株式会社にかんする指摘に依るかぎり、一步も本質規定には近づきえない。

さきにも述べたように、本質規定への接近には、「個別者の外見的独自性と自立的存在との止揚」なる論理

が、諸カテゴリーの展開に応じて、自らを顕現せしめる論理段階、ないし、具体的範疇措置を必要としている。マルクスが、信用論（『資本論』第3部、第5篇）において、株式会社にかんしてのある程度まとまった指摘をなしたのは、このことに関連してではなかったのか。第5篇、第27章において、信用の役割にかんして、株式会社の形成が説かれてゆく。だが、それによつても、株式会社の本質規定が与えられたとは考えられない。ただ、ここにはじめて、『資本論』が株式会社を、『要綱』にのべられた論理の具体的展開として説こうとする基本的立脚点を求めようのである。

ここで言われていることは、株式会社の発展を「資本主義生産様式そのものなかでの資本主義生産様式の廃止であり、したがってまた自分自身を解消する矛盾であつて、この矛盾は、一見して明らかに、新たな生産形態への単なる過渡点として現われるのである」ということにつづる。しかし、これが、株式会社それ自体についていわれたというより、株式会社企業形態が、さきに指摘した資本そのものの揚棄の傾向のうちで、資本の総運動自体の発展を規定するものとしてのべられたこと、いうなれば、資本運動を軸に構成される資本家社会的関係の必然的帰結としてのべられたことだと考えねばならない。さらにこのことは、第27章での株式会社への言及が、もっぱら、私的所有によつて制限されない私的生産、社会資本、すなわち、「資本主義生産様式そのものの限界のなかでの、私的所有としての資本の廃止」といった側面を強調しつつなされていることとも関連する。「株式制度のうちには、すでに、社会的生産手段が個人的所有として現われるような古い形態にたいする対立が存在する」との命題となつて現われている。

これらの観点が打ちだされるには、マルクスの株式会社企業にたいする理論的認識が前提とされる。この点でのかれの認識は、たんに経験的観察にとどまったとはいへ、株式会社の特徴づけ、その本質規定に迫るうえで、重要な観点を抱えているといえよう。すなわち、マルクスが株式会社企業形態を、大企業・大規模経営に適合的と判断したこと、そこでの資本所有と機能との関連を、両者の形式的分化、支配の集中過程

注 2) K. Marx, Das Kapital, Bd. III, S. 269. 国民文庫版 © 53 ページ。

3) 鈴木芳徳「株式会社論の史的展開」『商経論叢』第2巻第2号 143ページ。

4) K. Marx, Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie [Rohentwurf] 1851-1858, 1953, S. 432.

注 5) Ibid., S. 549-50.

6) Das Kapital, Bd. III, S. 479.

7) Ibid., S. 477.

8) Ibid., S. 841.

としてつかんだことである。

所有と機能の関連は、株式会社の問題といわず、信用論にとって、きわめて基礎的な問題である。マルクスは、所有、すなわち資本制生産様式を根底的に支え、資本運動を規定する社会関係としての私的所有が、生産過程に根拠づけられることなく、所有自体として自己の経済的主張を貫く関係次元として信用関係を措定した。と同時に、資本の運動は、所有と機能という二契機の統合として位置づけられることとなった。信用論は、その点からするならば、所有と機能との関連を反省的に提示することなく、直接的に資本運動の諸側面を説いてきた諸部分とは、論理次元を基本的に異にしているといえる。株式会社論は、信用論のもつこのような特性を究極的に展開するものとして措定されることが、さきのいくつかの指摘からあきらかになる。しかし、これにはつぎのような限定を付さなければならない。

株式会社企業は、マルクスのような過渡的性格をもつとしても、あくまで資本としての実体を備えた株式会社であり、それ自体が根底的に資本関係を掘り崩してゆくものではない。「自分自身を解消する矛盾」は、まさに解決されることのない矛盾である。マルクスの真意が、株式会社をして、ユートピアの幻想を生ましめるものとしたことではないであろうし、たとえ、そのような方向への可能性があったにせよ、それは、マルクスの経験的判断上の制限としてうけとる以外にない。ここからただちに、マルクスの株式会社理解の欠陥を言うことはできない。かくて、マルクスが、「資本主義生産様式そのものの限界のなかでの、私的所有としての資本の廃止」とのべるとき、そこに私的所有そのものの廃止を読みとることはできない。むしろ、そこで真に問題とされているものは、私的所有と対立する社会的所有なる規定が、株式会社形態の企業、すなわち資本結合体における、所有と機能との特異な関係を表現するものだ、ということなのではなからうか。いいかえれば、株式会社形態での機能資本の機能の態様は、社会的所有という事態を生みだすが、しかもそこに私的所有の論理が貫かねばならない、ということになるであろう。このことは、信用関係の基礎範疇たる利子生み資本の運動が、資本関係を疎外し、最高度の資本物神を社会的に生みだしてゆくことと関連している。また、利子生み資本は、物神化の過程を通じて、

注 9) 中村通義『株式会社論』1969年、21 ページ。

所有としての資本たる性格を貫くものでもある。かくて、株式会社における、私的所有関係の貫徹は、利子生み資本運動による物神化の進展を前提とするものであることも、ここからあきらかになる。しかしまた、株式会社は、信用関係とはことなり、それに固有の所有関係を、機能資本との全体性としてあくまで維持しなければならないところに、特徴を有すると考えることができる。

このようなマルクスの考えにたいして、中村通義氏は、マルクスの株式会社の把握が不十分であるところから生じたものとして消極的な評価を与えておられる。中村氏は、マルクスの株式会社論に3つの側面を認められる。第1は、スミスの株式会社把握の継承面、第2は、資本の最高の形態としての把握、第3に、資本制生産の最高の形態・新たな生産様式への過渡なる点である。このうち、第2、第3の観点が、いかに論理的に区別されるのか疑問だが、第3の観点にたいしてつぎのようにのべられている。

「株式会社の資本所有からの資本機能の分離が、じつは、資本機能のうちのかならずしも資本家じしんによって担当される必要のない「技術的指図」の部分の分離にすぎないこと、資本機能はけって資本所有から全面的に分離しうるものではないこと、を見誤ったことから生じた一面的規定にとどまるものであった。」

そして氏は、このような側面を、株式会社の発展傾向にたいするマルクスの一面的な規定だとされるのである。中村氏によれば、こうしたマルクスの一面的規定の原因は、マルクスの株式会社にたいする認識のもつ限界にあることになる。たしかに、マルクスにおいては、さきにふれたように、株式企業の把握には限界がある。しかし、だからといって、マルクスの規定のすべてが一面的であることにはならないであろう。そのことは、中村氏のあげた、第3の規定にいたる過程で、大経営の成立、支配の集中等が明確に示されていることからあきらかになる。マルクスにあっては、無論、資本所有と資本機能の完全分離が問題にされて、かの発展傾向がつかみとられてきたのではない。むしろ、逆に、所有と機能との合一を基本的に承認しつつ、そこに、所有の論理の特異な展開をみようとする。その特異性は、二重にとらえられるのであって、一方で社会的所有なる表象を作出しつつ、剰余勞

働の一方的取得を可能とするもの、他方では、社会的所有なる事態のもとで、たんに利子取得者と等しく社会的に扱われてゆくもの、の二方向においてであった。すなわち、これらの方向は、社会資本としての株式会社企業が、所有と機能との究極的一体化を、支配の集中過程を媒介として押し進めてゆくなかで、私的所有関係が基本的につらぬくことを明示する。かつ、ここでは当然、所有と機能との特殊の合一体としての株式会社が、資本としての内実即ちあきらかにされるべきなのである。たんに「技術的指図」の部分の分離といったことによっては解決することのできない問題である。また、中村氏は、これにかんれんしてマルクスにおいては、株式会社が利子生み資本と同一平面に置かれるとのべられるのだが、この点についても、利子生み資本運動が、所有を自立化せしめるごとき固有の矛盾の所在にかんする認識がまず要請されて然るべきである。この点が理解しえないとすれば、株式会社を、信用論において基本的に説く理由は明確にならなくなるであろうし、したがって、「株式会社を信用制度から論理的に展開する迄」¹¹⁾との視角は無意味になってしまう。要するに、所有と機能とは、機能の自立化として分離するのではなく、所有の自立化として、「分離」するのであって、自立化の論理構造が問題となるのである。また、この延長線上に、法人格の経済的意義を問題にしよう。

このようにみてくると、「要綱」における「共同体的一般条件」の指摘は、私的所有を貫きながらも、所有と機能との特異な結合のうちで生起する社会的所有が、資本制生産様式の「揚棄」をもたらしという「資本論」での見地と、対応しているといえないであろうか。

III

さきにみた、所有の自立化にかんする論理構造が、株式会社においては信用関係の場合とことなり、二重であること、このことが、その後の株式会社論の展開

を制約していると考えられる。その代表的な事例として、株式会社論の体系的展開をなしたといわれるヒルファディングをとりあげ、素拙的に検討を加えてみたい。

ヒルファディングは、「株式会社の経済の我々の理解は、マルクスによって展開されたそれを越えて進む」¹²⁾とのべ、さきにふれたマルクスの株式会社にかんする論述を引用して、そのうえ、「マルクスがここで考察しているのは、何よりもまず、株式会社の経済政策的諸作用である」¹³⁾とする。この「経済政策的諸作用」の内容がなにか理解に苦しむが、ヒルファディングが、マルクスの把えた視点とはことなり、資本蓄積過程における株式会社企業の支配的地位を前提にして、株式会社企業の機能的側面に視点を据えて展開した、ということ、あきらかである。そのことは、いいかえれば、マルクスによって明らかにされた、株式会社のもつ二重の論理性を、重層的なものとしてよりは並列的なものとしてとらえていることを意味している。このことは、直接ヒルファディングの論述の進め方に即してみればつぎのようになる。

ヒルファディングは、「金融資本論」第7章のはじめに、「我々が第1に考察する産業株式会社は、何よりもまず、産業資本家の機能の変化を意味する」¹⁴⁾とし、さらに、「この機能変化は、株式会社に投下されている資本に、その資本家にとって純粋な貨幣資本の機能を与える」¹⁵⁾とのべている。このように「産業企業者の機能からの産業資本家の解放」の過程こそ、株式会社の本質をなすものであるという考え方が、株主を貨幣資本家と同一視する考えとともに示される。無論、ここでの貨幣資本家は、当初より債権者たる地位にあり、確定的な利子率で貸付けた貨幣資本の回収を保障されるとき貨幣資本家ではなく、あくまで、株主＝出資者としてしかも貨幣資本家となるのである。それをヒルファディングは、株式証券の売却可能性に求めているのである。¹⁶⁾同時に、株式の売却可能性は、株式会社の形成展開とともに無媒介的に与えられるのではなく、

注 10) 中村、前掲書、26 ページ。

11) 中村、前掲書、26 ページ。

12) R. Hilferding, Das Finanzkapital, 1968. S. 146. 岡崎次郎訳、上、187 ページ。

13) ibid., S. 147. 同上、189 ページ。

14) ibid., S. 136. 同上、174 ページ。

15) ibid., S. 136. 同上、174 ページ。

16) 後藤泰二「ヒルファディング創業利得論の理解について」(一)『西南学院大学商学論集』第10巻、第1号、1963、23 ページ。

株式証券を流動化せしめる場の存在と対応したものである。すなわちいわゆる証券流通市場の存在が前提されねばならない。しかし、株主が貨幣資本家と化するということが、株主の本来的性格、出資者、機能資本家たる性格をいかに変化せしめたことになるのか、その点にかんするヒルファディングの説明は不明瞭であり配当の利子への帰着なる周知の考え方から多くをてていないものといわねばならない。

ところが、一方で株式の売却可能性ゆえに、實際上機能資本家たる地位を奪われ、貨幣資本家となる過程が進展すれば、その過程が他方で一部大株主に創業利得の獲得機会を与えることになる。そうだとすれば、株式会社は、ただ大多数の株主が、実質的な貨幣資本家となりおこせるといふことに、またそれを可能とした株式証券の売却可能性にその本質を求められてはならないのであって、ここではむしろ、証券市場を外的要因としつつも、株式会社が「機能変化」を遂げる内部的過程が、まず問題とされねばならなかったはずである。それは当面、株式会社における支配集中の問題として提起されることになる。

「株式会社は、諸資本家の会社である」として、株式会社においては、資本家は、かれの出資した資本量によって他の資本家から区別され、この量的区別が企業内に支配と被支配との関係を作出すとヒルファディングはいい、さらにつきのよりにのべている。

「しかし株式会社の支配者は、それ以外の他人の資本をも自己の資本と同じように支配する。この種の支配は、決して他人資本一般の支配と同じではない。」¹⁷⁾

まさに、株式会社における支配的資本家群にとっては、株式会社の資本は自己の資本であり、それを根拠に、他人の資本をも支配する。そして、「一面では、株式会社の発展とともに、他面では所有集積とともに、その資本を幾つもの株式会社に投下している大資本家の数が増大する。そして強大な株式所有は、会社の指導機関において自己を代表させる力をあたえる」ということにもなる。

このような、株式会社の支配集中の過程は、ヒルファディングにあっては、それ自体として問題にされたのではない。株式会社企業が、個人企業とはことなり、その資本の調達が可能になしう理由の一つとして、

いいかえれば、資本の動員を可能にする要因の一つとしてあげられている。そのことからあきらかなように、ここで支配の集中が達成されるためには、自己の資本と他人の資本との明確な区別が必要とされる。ここにいう他人の資本とは、株式会社が、その独特な資本結合＝集中によって集めえた、ないし集めうる資本とはことなるまったくその企業の外部から導入された、株式会社企業にとってはまったく外的貨幣資本である借入金を意味しているのではなく、あくまで、株式証券を媒介として集中された資本をさしている。したがって、本来的にそれは、株式会社という特異な機関の自己資本をなすものであるはずである。しかし、ヒルファディングは、売却可能性を有する株式証券を介して集中された資本は、一面で、たんなる貨幣資本とみなし、これに他人の資本なる規定をあたえたのである。ここではあきらかに、本来会社自体の資本＝自己資本であったものが、他人の資本という形態を付与され、その形態規定を固定されるのである。このような形態規定の転成がいかなる要因によって可能となったのかといえ、株式会社の資本が、証券という姿で一面存在し、それに売買の可能性があるということになる。このことは、ヒルファディングが、産業資本家の機能変化を問題にして、株式の売却可能性から、株主の貨幣資本家化を説いたことと結びつくものである。そして株式会社は、株式証券の独自の資本規定＝擬制資本と、これがとる具体的運動、及びその実現場面たる証券市場等の視点でのみ把握されてゆかざるをえなかったのである。こうした理解は、株式会社の機能の把握としてはともかく、その本質規定たることはできないであろう。

株式会社それ自体からみるならば、証券市場、ないし、それをめぐる信用諸関係は副次的問題である。したがって、副次的な側面でのみ株式会社論を論ずることは真の展開とはいいがたい。では、支配集中や、資本の集中を可能とする株式会社自体の内的側面とはなにか。すでに初稿において提示したように、株式会社における所有と機能との独自の関係こそ、それを理解するための基本要因でなければならない。

すでにみたように、ヒルファディングのいう他人の資本は、他人資本一般ではない。いわば株式会社の資本の一側面としてある。その資本は、まさに所有と機

能との合一された現実的資本として存在するはずである。したがって、その資本が、多数の株主の手中には証券の形態で、いわば擬制資本の論理にしたがうものとして存在しているにせよ、他人資本一般のごとく、単純な所有としての資本となることはできない。だが、他人の資本は、自己の資本にたいしては、所有としての資本として現象する傾向をより強くもつのはなぜか。

株式会社は、それ自体社会化する傾向をもつ。大規模経営は、つねに最低必要資本規模を更新するものとして拡大してゆく。この過程は、所有関係自体を社会的なものとするのであるが、それは、私的所有を aufheben するものではなく、個別的私的所有関係の集合として社会的となるにすぎない。このことは株式の性格が、出資証券であるという一面の性格規定を失わないことに表現されている。他方、こうした意味での所有の拡張がなされ、大量の資本が集中されると、企業の機能資本も当然拡大するが、機能の側面においては、それは個別性格をとどめえずつねに単一化される傾向を逆に強めざるをえない。会社機関の独自性が強められることになる。そして、所有の方向と機能の志向する方向とが互いに逆行する事態が強化される。すなわち、資本が、統一的に価値増殖運動をなす機能面の強化は、逆に所有の相対的自立化によって可能とされる。株主の責任もこれに従って明確化されることを要請され、いわゆる有限責任制の強化がはかれることにもなっていくのである。いわば、有限責任制によって、所有と機能との特異な結合という株式会社企業形態の本質が明確になるものと考えねばならないのである。これにたいして、馬場克三氏のつぎのような見解がある。

「いまさらいうまでもなく、株式会社の経済的特質は株式会社に特有な資本結合の仕方に求めなければならない。それは個人企業はもちろんのこと、合名会社によっても合資会社によっても解決されなかった社会的規模による資本の集中および蓄積を可能にしたという点に求められる。すなわち、資本結合の基礎とその内容が、いまや株式会社においてはじめて、これまでの一切の企業形態がそれに制約されていたところの諸々の個人的・個別的限界をのりこえて社会的なものに転換されるに至ったということである。だが、この問題はこの転換を可能にしたもの

が何であるか、ということなのであるが、いうまでもなく、この転換を可能にしたものは大塚教授があげている第三の指標である「譲渡自由な等額面株券」という制度にはかならない。すなわち、有限責任制ではなく、この株券制こそが株式会社の決定的指標とみるべきである。」¹⁸⁾

ここでは、資本結合の仕方の特異性が問題になっているのであるから、それは株式会社内部における結合の仕方の問題としてまずあきらかにされるのでなければならぬ。いわば、株式会社における「自己資本」の所有関係、所有と機能との合体の態様の問題なのである。馬場氏はそれにもかかわらず資本結合をただちに「自己資本の他人資本化」の方向で把えようとしている。そのためには、株式証券の流通市場が前提として存在していなければならないわけで、ここに「譲渡可能な等額面株券」という指標がとられる理由がある。しかし、このように証券の流動化による貨幣資本性格の証券への付与をもって、株式会社の成立を説かれるとしたら、²⁰⁾ それも基本的には株式会社の機能的、ないし、ヒルファディングの表現をかりれば金融技術的な把握ということになるのであって、株式会社企業形態それ自体の規定とはなしがたい。馬場氏をも含めて従来から主張されてきた、他人資本の自己資本化説も、自己資本の他人資本化説も、株式会社の金融的側面へのことになった視点からの接近なのであって、株式会社それ自体の内的構造を解明しうるものではない。株式会社は、信用機構ではないのであるから、金融的側面の重視も制約されたものである。株式会社論の独自の展開は、企業形態としての株式会社のもつ所有と機能との独自の結合様式、いわば、資本運動体としての特微的契機を十二分に考慮しつつそこの所有関係の特異な定在、すなわち、さきに指摘した三重の構造、さらにそれを基盤として所有の機能からの自立化の過程の解明が要請されるのである。

注 17) Hilferding, Das Finanzkapital, S. 153. 同上, 200 ページ。

18) ibid., S. 154. 同上, 201 ページ。

注 19) 馬場克三「株式会社金融論」1965年, 48 ページ。

20) 馬場, 前掲書, 54 ページ。